

## 新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大に対する医療提供体制の強化及び事業者への更なる支援等を求める意見書

中国武漢市で最初に確認された新型コロナウイルスの感染者が国内でも確認されてから1年以上が経過したが、現在も収束することなく感染拡大が続いており、首都圏を中心として緊急事態宣言が再度発令されるなど、今なお予断を許さない状況が続いている。

当県においても、感染者の急増により、入院受入体制が逼迫するとともに、県独自の外出自粛及び飲食店への営業時間短縮の要請などにより、事業者が大きな打撃を受け、地域経済が疲弊している。感染の拡大と地域経済の悪化は表裏一体であることから、国が前面に立ち、この危機的状況を乗り越えていかなければならない。

よって、国においては、事態の早期収束はもとより、国民・県民の命と暮らしを守るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 入院受入体制が逼迫するなど医療現場での負担が増え、緊張状態が続く医療機関が財政的に困窮することがないように、感染症拡大の影響を考慮し、期限を定めず、確実に予算措置を行うこと。
- 2 国の指示の下、市町村において実施するワクチン接種について、必要な予算を確保するとともに、円滑に接種を行うことができるよう正確な情報を提供すること。  
また、当県は、東日本大震災に起因する避難者が全国に点在していることから、避難者も含めた漏れのない接種体制を確立すること。
- 3 農林水産業や製造業などの異なる業種とも密接に連携している観光産業を始め、地域経済に深刻な影響が及んでいることから、経済状況を踏まえた消費喚起対策や需要対策を行うこと。

特に、バス・鉄道・タクシー・運転代行等の交通事業者や旅行・宿泊等の観光関連事業者及び飲食事業者に対し、事業規模に応じた経営支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月19日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣  
財 務 大 臣 宛 て  
厚 生 労 働 大 臣  
経 済 産 業 大 臣  
国 土 交 通 大 臣  
経 済 再 生 担 当 大 臣

福島県議会議長 太田光秋